

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(第2条の5第6項関係)
規制の名称	一号特定技能外国人支援計画の作成義務
規制の区分	新設
主管部局・課室	出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
評価実施時期	令和6年3月
事前評価時の想定との比較	事前評価時から課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況とは認められない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	特定技能制度施行から少なくとも特定技能1号に係る許可を受けた232,541件分の支援計画が作成されたと考えられるが、支援計画の内容は1号特定技能外国人ごとに異なり、作成時間は特定技能所属機関ごとに様々であると思われる。支援計画の作成に係る遵守費用の定量化又は金銭価値化は困難である。
(行政費用)	1件の支援計画の確認・審査等にかかる時間を10分、時間単価を約2,580円(※1)と仮定すると、1件当たり10分×(2,580円÷60分)=430円と推計される。 1年間に提出される支援計画の件数を54,720件(※2)と仮定すると、年間費用の総計は、54,720件×430円=23,529,600円と推計される。 ※1 時間単価約2,580円=(令和5年国家公務員給与等実態調査報告書(人事院給与局)の国家公務員平均給与月額)412,747円÷(8時間×5日×4週) ※2 1年間に提出される件数約54,720件(平成31年4月から令和5年6月末までの特定技能に係る在留資格認定証明書交付許可件数及び在留資格変更許可件数)(232,541件÷4年3月)×12ヶ月
(効果)	本規制の効果として、具体的にどの程度の1号特定技能外国人が本邦において安定的かつ円滑に活動を行うことができるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、令和5年9月末時点において特定技能1号の在留資格をもって在留する外国人188,790人は、支援計画に関する各基準に適合していると認められ、本邦で「特定技能」の在留資格に基づく活動に従事している者であり、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。
(便益(金銭価値化))	本規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は特段把握されていない。
考察	効果(便益)について金銭価値化することは困難であるが、支援計画の作成に係る費用は限定的と考えられ、特定技能所属機関等による1号特定技能外国人に対する支援の実効性を高め、安定した在留を実現するという効果は社会秩序の基本に関わるものであり、便益が費用を上回ることから、本規制は今後も継続することが妥当であると考えられる。
備考	